第2章

## 高齢社会対策の実施の状況

#### 第1節

### 高齢社会対策の基本的枠組み

## 1 高齢社会対策基本法

#### (1) 高齢社会対策基本法の成立

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、 「高齢社会対策基本法」(平成7年法律第129号) に基づいている。同法は、参議院国民生活に関 する調査会の提案により、平成7年11月に衆参 両院ともに全会一致をもって成立し、同年12 月から施行された。

#### (2) 高齢社会対策基本法の概要

高齢社会対策基本法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとって高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、国が講ずべき高齢社会対策の基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境などの施策について明らかにしている。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

## 2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には全閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。

## 3 高齢社会対策大綱

#### (1) 高齢社会対策大綱の策定

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法に よって政府に作成が義務付けられているもので あり、政府が推進する高齢社会対策の中長期に わたる基本的かつ総合的な指針となるものであ る。

平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されてから5年が経過し、経済社会情勢も変化したことから、13年5月、高齢社会対策会議において、大綱の見直し・新たな大綱の策定を行うことが決定され、同年12月28日、高齢社会対策会議における案の作成を経て、2度目となる高齢社会対策大綱が閣議決定された。それから10年が経過したことから、23年10月、高齢社会対策会議において大綱の見直しを行うことが決定され、同年10月から「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」を開催し、24年3月に報告書を取りまとめた。この報告書等を踏まえ、同年9月7日、高齢社会対策会議

における案の作成を経て、3度目となる高齢社 会対策大綱が閣議決定された。

この大綱では、今後、戦後生まれの人口規模の大きい、いわゆる「団塊の世代」(昭和22~24年生まれ)が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行することから、高齢社会対策の推進に当たっての基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図ることとしている。

#### (2) 大綱策定の目的

高齢社会対策大綱は、我が国が、世界のどの 国もこれまで経験したことのない超高齢社会を 迎えている中で、意欲と能力のある高齢者には 社会の支え手となってもらうと同時に、支えが 必要となった時には、周囲の支えにより自立 し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社 会を実現させていくとともに、国民一人ひとり の意欲と能力が最大限に発揮できるような全世 代で支え合える社会を構築することを目的とし ている。

#### (3) 基本的考え方

高齢社会対策大綱では、高齢社会対策基本法の基本理念を確認し、以下の6つの基本的考え方にのっとり、高齢社会対策を推進することとしている。

① 「高齢者」の捉え方の意識改革

高齢者の意欲や能力を最大限活かすため、「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある65歳以上の者には支える側に回ってもらうよう、国民の意識改革を図る。

② 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

社会保障制度の設計に当たっては、国民一人

ひとりの安心感を高め、年齢や性別に関係なく、全ての人が社会保障の支え手であると同時 に、社会保障の受益者であることを実感できる 制度を確立する。

③ 高齢者の意欲と能力の活用

意欲と能力のある高齢者の多様なニーズに応 じた柔軟な働き方が可能となる環境整備を図る とともに、様々な生き方を可能とする新しい活 躍の場の創出など社会参加の機会の確保を推進 する。

④ 地域力の強化と安定的な地域社会の実現 地域とのつながりが希薄化している中で、地 域のコミュニティの再構築を図る。また、地域 で尊厳を持って生きられるような、医療・介護 の体制の構築を進める。

⑤ 安全・安心な生活環境の実現

高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるような、医療や介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりを推進する。また、高齢者を犯罪、消費者トラブル等から守り、高齢者の安全・安心を確保する社会の仕組みを構築する。

⑥ 若年期からの「人生90年時代」への備え と世代循環の実現

若い頃からの健康管理、健康づくりへの取組、生涯学習や自己啓発の取組及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図る。また、高齢者の築き上げた資産を次世代が適切に継承できるよう、社会に還流できる仕組みの構築を図る。

#### (4) 分野別の基本的施策

高齢社会対策の推進の基本的考え方を踏まえ 「就業・年金等分野」、「健康・介護・医療等分 野」、「社会参加・学習等分野」、「生活環境等分 野」、「高齢社会に対応した市場の活性化と調査 研究推進」、「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」の6つの分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針を定めている。

「就業・年金等分野」では、全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進、勤労者の生涯を通じた能力の発揮、公的年金制度の安定的運営、自助努力による高齢期の所得確保への支援を図ることとしている。

「健康・介護・医療等分野」では、健康づくりの総合的推進、介護保険制度の着実な実施、介護サービスの充実、高齢者医療制度の改革、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進を図ることとしている。

「社会参加・学習等分野」では、社会参加活動の促進、学習活動の促進を図ることとしている。

「生活環境等分野」では、豊かで安定した住生活の確保、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進、交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護、快適で活力に満ちた生活環境の形成を図ることとしている。

「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進」では、高齢者向け市場の開拓と活性化、超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備を図ることとしている。

「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」では、全員参加型社会の推進を図ることとしている。

#### (5) 推進体制等

高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢 社会対策会議において、大綱のフォローアップ 等重要事項の審議等を行うこととしており、推 進に当たっては、以下の点に留意することとし ている。

① 関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図

- るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- ② 各分野において「数値目標」を示し、施策 の着実な推進を図るとともに、政策評価、 情報公開等の推進により、効率的かつ国民 に信頼される施策を推進すること。
- ③ 「数値目標」とは、政府全体で達成を目指す水準であり、数値目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けること。
- ④ 高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析を行うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。
- ⑤ 高齢社会対策の推進について広く国民の意 見の反映に努めるとともに、国民の理解と 協力を得るため、効果的な広報、啓発及び 教育を実施すること。

なお、高齢社会対策大綱については、政府の 高齢社会対策の中長期的な指針としての性格に かんがみ、経済社会情勢の変化等を踏まえてお おむね5年を目途に必要があると認めるときに、 見直しを行うこととしている。

## 4 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・年金等分野、健康・介護・医療等分野、社会参加・学習等分野、生活環境等分野、高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究等推進、全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築という広範な施策にわたり、着実な進展をみせている。一般会計予算における関係予算をみると、平成26年度においては19兆6,623億円となっている。これを各

分野別にみると、就業・年金等分野11兆2,228 億円、健康・介護・医療等分野8兆3,517億円、 社会参加・学習等分野113億円、生活環境分野 23億円、高齢社会に対応した市場の活性化と 調査研究推進375億円、全世代が参画する超高 齢化に対応した基盤構築366億円となっている (表2-1-1及び巻末の「高齢社会対策関係予 算分野別総括表」参照)。

## 5 総合的な推進のための取組

# (1) 社会保障制度改革国民会議以降の取組について

第180回国会で成立した「社会保障制度改革 推進法」(平成24年法律第64号。以下「改革推 進法」という。) に基づき設置された社会保障 制度改革国民会議(会長:清家篤慶應義塾長。 以下「国民会議」という。)は、改革推進法に 規定された社会保障制度改革の基本的な考え方 や基本方針に基づき、平成24年11月から25年 8月まで20回にわたり議論が行われ、同年8月 6日に報告書が取りまとめられた。

国民会議の報告書等を踏まえ、社会保障制度 改革の全体像や進め方を明示した「持続可能な 社会保障制度の確立を図るための改革の推進に 関する法律案」が第185回国会に提出され、25 年12月5日に成立した。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号。以下「社会保障制度改革プログラム法」という。)は、少子化対策、医療・介護、年金の各分野の改革の検討課題と法案提出の目途、措置を講ずべき時期を定めており、現在、同法に基づき、順次法案を提出し、これまでに子ど

#### 表2-1-1 高齢社会対策関係予算(一般会計)

(単位:億円)

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計
平成9年度	43,176	41,698	686	452	385	86,396
10	44,078	45,476	593	404	380	90,932
11	52,095	49,694	583	399	445	103,215
12	53,386	52,297	516	418	851	107,467
13	54,884	55,862	356	329	968	112,398
14	56,387	59,264	358	292	1,187	117,488
15	57,705	61,298	346	267	1,114	120,730
16	59,943	63,098	277	130	453	123,901
17	64,355	61,960	266	128	274	126,982
18	68,260	61,400	216	125	246	130,246
19	72,294	63,541	195	125	217	136,373
20	76,684	64,035	240	124	212	141,295
21	103,194	68,097	164	151	239	171,845
22	106,134	68,959	140	92	231	175,556
23	108,876	71,905	131	65	266	181,243

	就業・年金	健康・介護・ 医療	社会参加・学習	生活環境	市場の活性化と 調査研究推進	基盤構築	計
24	85,100	76,076	119	71	296	86	161,748
25	109,052	80,262	116	36	267	143	189,875
26	112,228	83,517	113	23	375	366	196,623

資料: 内関府

- (注1) 高齢社会対策関係予算には、本表に掲げる一般会計のほか、特別会計等がある。
- (注2) 本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。
- (注3) 本表の予算額は、当初予算案の数字である。
- (注4) 平成21年度の予算において、特掲できない700億円を計上していない。
- (注5) 平成24年度は大綱の改定に伴い、項目が変更された。

も・子育て分野、医療・介護分野などで関連法 案が成立するなど、改革を進めているところで ある。

また、社会保障制度改革プログラム法により 設置された社会保障制度改革推進会議(議長: 清家篤慶應義塾長)において、2025年を展望 し、中長期的に持続可能な制度の確立のための 改革の総合的な検討が進められている。

## (2) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する 個人の情報を同一人の情報であるということの 確認を行うための基盤であり、社会保障・税制 度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便 性の高い公平・公正な社会を実現するための社 会基盤(インフラ)である。

マイナンバー制度が導入されることにより、 社会保障、税、災害対策の分野において、より 効率的に国の行政機関、地方公共団体等が保有 する個人の情報が同一人の情報であるという確 認を行うことが可能となるほか、これらの機関 が保有する個人の情報について相互に照会、提 供を行うことが可能となる。その結果、社会保 障給付等の申請を行う際に必要となる添付書類 が大幅に削減されるなど国民の利便性が向上するほか、社会保障や税に係る行政事務の効率化が図られることとなる。また、より正確な所得把握が可能となることで、社会保障・税の給付と負担の公平化が図られることとなるとともに、社会保障の分野で真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となるほか、災害時における被災者等への積極的な支援への活用も期待されるところである。

マイナンバー制度については、平成25年5月 に「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 | (平成25年法 律第27号)(マイナンバー法)が成立し、今後、 平成27年10月から住民基本台帳に記録された すべての住民に対して個人番号(マイナンバー) が付番・通知され、平成28年1月から社会保 障、税、災害対策の分野の行政手続におけるマ イナンバーの利用及び住民に対する個人番号 カードの交付が開始される。また、平成29年1 月から国の行政機関、地方公共団体等の機関間 における情報連携及び情報提供等記録開示シス テム(マイナポータル)の運用が開始される予 定(地方公共団体においては平成29年7月から の予定)であり、これらに向けて、国、地方公 共団体等による準備が進められている。